HAGIWARA

第59期
定時株主総会
招集ご通知

日　時　平成28年6月29日（水曜日）
午前10時

場　所　名古屋市東区東桜二丁目2番1号
高岳パークビル5階
当社本社別館会議室
※末尾の「第59期定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

萩原電気株式会社

証券コード7467

証券コード7467
平成28年6月10日

株　主　各　位

名古屋市東区東桜二丁目３番３号
萩原電気株式会社
取締役会長　萩　原　義　昭

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、次頁の「議決権行使についてのご案内」に従って平成28年６月28日（火曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
2. 場　　所　名古屋市東区東桜二丁目２番１号　高岳パークビル５階
　当社本社別館会議室
　（末尾の「第59期定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項

報告事項
1.第59期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第59期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 平成28年 6 月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

場 所 **当社本社別館会議室**
（末尾の「第59期定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成28年 6 月28日（火曜日）
午後６時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成28年 6 月28日（火曜日）
午後６時まで

詳細は40頁をご参照ください。

以　上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。なお、受付開始時刻は、午前９時を予定しております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（http://www.hagiwara.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hagiwara.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  1. 連結計算書類の連結注記表
  2. 計算書類の個別注記表

株主総会参考書類

第１号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定的な配当の継続をベースに、企業体質の強化と今後の事業展開に備えて内部留保にも意を用いながら、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。連結配当性向30％を目途とし連結純資産配当率も勘案したうえで、安定配当をベースに業績に応じた利益配当を行っていく所存であります。

この方針に基づき、連結財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで、当期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

⑴ 配当財産の種類
金銭といたします。

⑵ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金35円
総額　290,691,765円

⑶ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月30日

第２号議案 定款一部変更の件

１．提案の理由

⑴　当社の監査・監督機能を強化し、経営の透明性及びガバナンス機能の一層の充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

⑵　機動的な配当政策及び資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができるよう、定款の一部を変更するものであります。なお、本変更は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。

本議案における定款変更については、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（機関の設置） 第4条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。	（機関の設置） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
（員　数） 第17条　当会社に取締役9名以内を置く。	（員　数） 第17条　当会社に取締役15名以内を置く。 2　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。
＜新　設＞	
（選　任） 第18条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（選　任） 第18条　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。
2　＜条文省略＞	2　＜現行どおり＞
（任　期） 第19条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任　期） 第19条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
＜新　設＞	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付役員） 第20条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	（代表取締役および役付役員） 第20条　取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
2　取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。	2　取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。
（取締役会） 第21条　取締役会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	（取締役会） 第21条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2　取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	2　取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
＜新　設＞	3　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。
3　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。	4　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

現　行　定　款	変　更　案
4　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	5　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
＜新　設＞	6　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
＜新　設＞	（監査等委員会） 第22条　監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。 3　監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
（員　数） 第22条　当会社に監査役5名以内を置く。	＜削　除＞
（選　任） 第23条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削　除＞
（任　期） 第24条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2　補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	＜削　除＞

現　行　定　款	変　更　案
（常勤監査役） 第25条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。	＜削　除＞
（監査役会） 第26条　監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2　監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。	＜削　除＞
第６章　取締役および監査役の責任免除	第６章　取締役の責任免除
（取締役および監査役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役および監査役（取締役および監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第23条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（事業年度） 第28条　＜条文省略＞	（事業年度） 第24条　＜現行どおり＞
（剰余金の配当） 第29条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2　前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（剰余金の配当等） 第25条　当会社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2　前項のほか、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

現　行　定　款	変　更　案
<新　設>	3　前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
<新　設>	4　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。
（自己株式の取得） 第30条　取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。	<削　除>
（配当金の除斥期間） 第31条　期末配当金および中間配当金が支払開始日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第26条　剰余金の配当は、支払開始日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
<新　設>	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第59期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	萩原 義昭（はぎわら よしあき） （昭和22年２月１日生）	昭和46年４月　日本電気株式会社入社 昭和51年４月　当社入社 昭和51年11月　当社取締役就任 当社社長室付 昭和53年４月　当社研究開発室長 昭和55年11月　当社専務取締役就任 平成元年３月　当社代表取締役社長就任 平成23年６月　当社代表取締役会長就任（現任）	248,175株
	取締役候補者とした理由 長年にわたり取締役社長として当社の経営を指揮し、経営者としての豊富な経験と知見を有し、当社の業容拡大に成果を上げてまいりました。また、業界団体等の要職を歴任するなど対外業務にも携わっており、今後も、その能力・経験を当社で活かすことができると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	岩井 三津雄（いわい みつお） （昭和28年７月３日生）	昭和51年４月　当社入社 平成９年12月　当社第三部品営業部長 平成12年10月　当社第二部品営業部長 当社メモリー販売部長 平成13年７月　当社第二デバイス営業部長 平成15年７月　当社デバイス事業本部副本部長 平成17年６月　当社取締役就任 当社統括役員 当社デバイス事業本部長 平成18年６月　当社常務取締役就任 当社総括役員（事業本部担当） 平成18年10月　萩原電気貿易（上海）有限公司董事長就任 平成20年４月　当社総括役員（第一デバイス事業本部・ソリューション事業本部・電子応用事業本部・海外統括部） 平成21年４月　当社社長補佐 当社ソリューションビジネスユニット長 当社海外統括部担当 平成21年６月　当社専務取締役就任 平成23年６月　当社代表取締役社長就任（現任）	12,000株
	取締役候補者とした理由 長年にわたりデバイス事業を牽引し、取締役就任後はソリューション事業、海外事業等の幅広い業務も担当し、優れた先見性とリーダーシップを発揮して取締役社長として当社の経営全般を指揮しており、今後も、その能力・経験を当社で活かすことができると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	三浦芳彦（みうらよしひこ） （昭和26年10月18日生）	昭和49年４月　日本電気株式会社入社 平成10年７月　同社半導体ソリューション技術本部ＳＯＣ技術部長 平成11年４月　同社半導体マーケティング本部統括部長 平成13年４月　同社販売技術本部本部長代理 平成14年11月　ＮＥＣエレクトロニクス株式会社ソリューション事業本部第二ソリューション事業部長 平成16年11月　同社営業事業本部第四営業事業部長 平成18年９月　同社営業事業本部長 平成22年４月　ルネサスエレクトロニクス株式会社執行役員就任 同社営業本部長 ルネサスエレクトロニクス販売株式会社非常勤取締役就任 平成23年４月　ルネサスエレクトロニクス販売株式会社代表取締役社長就任 平成25年10月　当社専務執行役員就任 当社デバイスビジネスユニット長（現任） 平成26年１月　当社海外事業部総括 当社技術センター総括 平成26年６月　当社取締役副社長就任（現任） 当社総括役員（海外事業部・技術センター）（現任）	2,000株
	取締役候補者とした理由 長年にわたる大手半導体メーカーでの豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、経営者としての経歴を備えており、今後も、その能力・経験を当社で活かすことができると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	福嶋洋二（ふくしまようじ） （昭和30年11月12日生）	昭和53年４月　当社入社 平成12年７月　当社経理部長 平成16年３月　当社管理本部副本部長 平成17年６月　当社取締役就任 当社統括役員 平成18年６月　当社常務取締役就任 当社総括役員（管理本部） 当社管理本部長 平成20年６月　当社総括役員（経営企画本部・管理本部・財経管理本部） 当社財経管理本部長 平成23年７月　当社総括役員（総務人事本部・財経管理本部） 平成24年６月　当社専務取締役就任 平成25年７月　当社コーポレート管理ユニット長（現任） 平成26年６月　当社取締役副社長就任（現任）	10,500株
	取締役候補者とした理由 長年にわたる管理系全般の業務経験を有し、取締役就任後においても、当社における経営全般に関する知識・知見を基盤に職責を果たしており、今後も、その能力・経験を当社で活かすことができると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	森（もり） 武彦（たけひこ） （昭和30年８月７日生）	昭和51年４月 当社入社 平成13年７月 当社第一デバイス営業部長 平成17年７月 当社デバイス事業本部副本部長 当社第一デバイス営業一部長 当社デバイスソリューション販売部長 平成18年６月 当社取締役就任 当社デバイス事業本部長 平成18年10月 Hagiwara America,Inc. ＣＥＯ就任 平成20年４月 当社第一デバイス事業本部長 当社業務統括部担当 平成21年４月 当社デバイスビジネスユニット副ビジネスユニット長（現任） 当社第一デバイス事業部長 平成24年６月 当社常務取締役就任 当社総括役員（業務統括部）（現任） 平成26年10月 当社専務取締役就任（現任） 当社副総括役員（海外事業部、技術センター）（現任）	5,950株
	取締役候補者とした理由 長年にわたるデバイス事業の業務経験を有し、取締役就任後においても、当社における経営に関する知識・知見を基盤に職責を果たしており、今後も、その能力・経験を当社で活かすことができると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。		
6	白木（しらき） 一成（かずなり） （昭和32年９月11日生）	昭和57年４月 当社入社 平成14年６月 当社第二ソリューション営業部長 平成16年７月 当社ソリューション事業本部副本部長 平成18年６月 当社執行役員 当社ソリューション事業本部長 平成20年６月 当社取締役就任 平成21年４月 当社ソリューションビジネスユニット副ビジネスユニット長 当社ソリューション事業部長 平成23年７月 当社ソリューションビジネスユニット長（現任） 平成24年６月 当社常務取締役就任（現任）	5,600株
	取締役候補者とした理由 長年にわたるソリューション事業の業務経験を有し、取締役就任後においても、当社における経営に関する知識・知見を基盤に職責を果たしており、今後も、その能力・経験を当社で活かすことができると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	萩原 智昭（はぎわら ともあき） （昭和48年２月20日生）	平成９年３月　株式会社サガミチェーン入社 平成20年５月　当社入社 平成23年７月　当社第二デバイス事業部専任部長 平成24年10月　当社第三デバイス事業部専任部長 平成25年10月　当社海外事業部専任部長 平成26年６月　当社取締役就任（現任） 平成26年７月　当社総括役員（経営企画本部）（現任）	334,675株
	取締役候補者とした理由 当社のデバイス事業、ソリューション事業、管理系業務の経験を有し、取締役就任後においては、その経験に基づき中期経営計画策定等に携わっており、今後も、その能力・経験を当社で活かすことができると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。		

（注）　各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案 監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会による同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※1	鈴木 正二 (昭和30年８月５日生)	昭和53年４月　当社入社 平成15年４月　当社電子応用事業部営業部長 平成17年10月　当社電子応用事業部長代理 当社企画開発部長 平成19年７月　当社電子応用事業本部副本部長 当社東京支店長 平成20年10月　当社ソリューション事業本部首都圏営業推進役 平成22年６月　当社監査役就任（現任）	8,000株
	監査等委員である取締役候補者とした理由 長年にわたるソリューション事業の業務経験及び監査役としての知識・知見を有しており、その能力・経験を当社の監査・監督機能に活かすことができると考え、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。		
※2	佐橋 渡 (昭和26年１月７日生)	昭和55年４月　弁護士登録 (愛知県弁護士会所属) 森田和彦法律事務所入所 昭和59年４月　佐橋渡法律事務所開設（現在に至る） 平成９年６月　当社監査役就任（現任）	11,900株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由 弁護士としての専門知識及び経験を、当社の監査・監督機能強化のために活かしていただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">※
3</td><td>辻　中　　修
(昭和28年10月13日生)</td><td>平成元年10月　太田昭和監査法人入所
平成５年３月　公認会計士登録
平成９年４月　公認会計士辻中修事務所開設（現在に至る）
平成18年６月　当社監査役就任（現任）
〔重要な兼職の状況〕
兼房株式会社社外取締役</td><td rowspan="2">5,500株</td></tr>
<tr><td colspan="2">監査等委員である社外取締役候補者とした理由
公認会計士としての専門知識及び経験を、当社の監査・監督機能強化のために活かしていただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>川　脇　喜久雄
(昭和23年５月10日生)</td><td>昭和51年11月　中日監査法人入所
昭和57年３月　公認会計士登録
平成12年４月　中央青山監査法人代表社員
平成19年７月　新日本監査法人シニアパートナー
平成22年１月　川脇喜久雄公認会計士事務所開設（現在に至る）
平成27年６月　当社取締役就任（現任）</td><td rowspan="2">0株</td></tr>
<tr><td colspan="2">監査等委員である社外取締役候補者とした理由
監査法人での長年の経験と見識を、当社の監査・監督機能強化のために活かしていただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</td></tr>
</table>

(注)
1. ※印は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 佐橋　渡、辻中　修及び川脇喜久雄の３氏は、社外取締役候補者であります。
4. 佐橋　渡、辻中　修の両氏は、現在当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって佐橋　渡氏が19年、辻中　修氏が10年となります。
5. 川脇喜久雄氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
6. 当社は、佐橋　渡、辻中　修及び川脇喜久雄の３氏と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。また、３氏が選任された場合には、同様の内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、佐橋　渡、辻中　修及び川脇喜久雄の３氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。３氏が選任された場合は、当社は引き続き３氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

移行に伴い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額500百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は８名（うち社外取締役１名）でありますが、本議案に係る取締役の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、７名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

第６号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額80百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと４名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

以　上

(添付書類)

事　業　報　告

(平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

＜全般的状況＞

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行による経済政策により期初からの円安・株高基調の継続で穏やかな回復基調でありましたが、期央では急激に進んだ円高・株安の影響、また中国をはじめとしたアジアの新興国の景気減速等の海外リスクの顕在化など、依然先行き不透明な状況となっております。

このような環境のもと、当社グループの主要ユーザーである自動車関連企業では、国内販売及び東南アジア市場が減速する中、好調な北米市場で販売を伸ばすなど、まだら模様ながら、業績は概ね堅調に推移してまいりました。

当社グループにおきましては、総力をあげて売上高の伸長に努めるとともに、継続的なコスト削減を推進し、収益の確保に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は932億61百万円（前期比4.8％増）、営業利益は30億15百万円（前期比6.0％増）、経常利益は29億21百万円（前期比1.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億13百万円（前期比4.5％増）となり、連結の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも過去最高を更新しました。

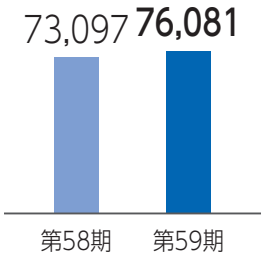
なお、当社の個別業績につきましては、売上高は860億52百万円（前期比3.9％増）、営業利益は28億60百万円（前期比4.8％増）、経常利益は29億20百万円（前期比1.4％増）、当期純利益は19億49百万円（前期比5.0％増）となりました。

＜セグメントの状況＞

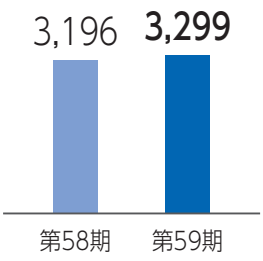
(デバイスビジネスユニット事業)

デバイスビジネスユニット事業におきましては、自動車関連企業向けを中心とした半導体や電子部品等の販売に加え、システムＬＳＩ設計やソフトウェア開発などの技術サポートを行っております。

売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)

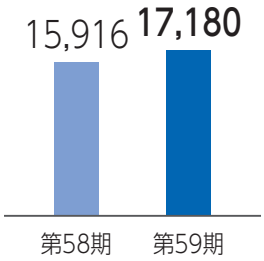


当連結会計年度におきましては、原油安を背景としたガソリン車の需要拡大によりハイブリッド車を中心としたエコカー需要が伸び悩んだものの、期後半にかけて新型ハイブリッド車の好調な需要もあり、デバイスビジネスユニット事業の売上高は、760億81百万円（前期比4.1％増）、営業利益は32億99百万円（前期比3.2％増）となりました。

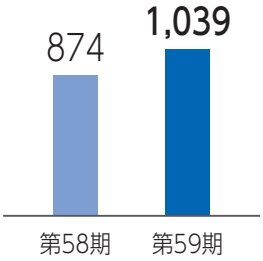
(ソリューションビジネスユニット事業)

ソリューションビジネスユニット事業におきましては、ＩＴ機器と計測・組込機器の販売からプラットフォーム基盤構築の提案に加え、ＦＡシステムや特殊計測システムの開発・販売及び産業用コンピュータの開発・製造・販売を行っております。

売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



当連結会計年度におきましては、自動車関連企業をはじめとする主要顧客企業の設備投資需要や情報化投資需要を的確に捉えるとともに、顧客企業向け展示会やＦＡ・計測分野における提案活動が効果をあげた結果、ソリューションビジネスユニット事業の売上高は171億80百万円（前期比7.9％増）、営業利益は10億39百万円（前期比18.9％増）となりました。

⑵ 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

⑶ 資金調達の状況

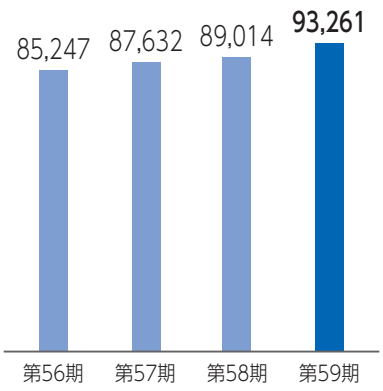
当社は、今後の事業規模拡大に伴う資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達枠を確保することを目的として、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行をアレンジャーとする総額40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

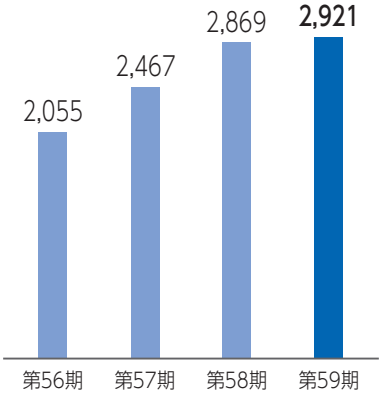
(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第56期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第57期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第58期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第59期 (当連結会計年度) (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
売　上　高(百万円)	85,247	87,632	89,014	93,261
経 常 利 益(百万円)	2,055	2,467	2,869	2,921
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,141	1,385	1,831	1,913
1株当たり当期純利益(円)	170.53	202.79	220.47	230.45
総　資　産(百万円)	40,455	44,523	46,670	48,815
純　資　産(百万円)	18,311	21,627	23,328	24,320
1株当たり純資産(円)	2,734.83	2,603.99	2,808.79	2,928.30

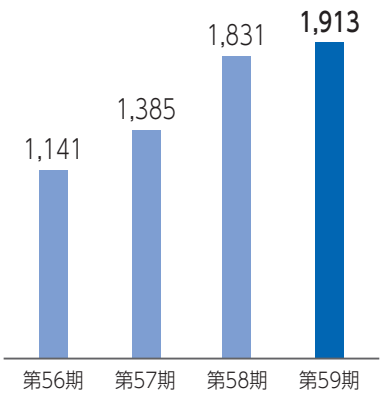
売上高 (単位：百万円)



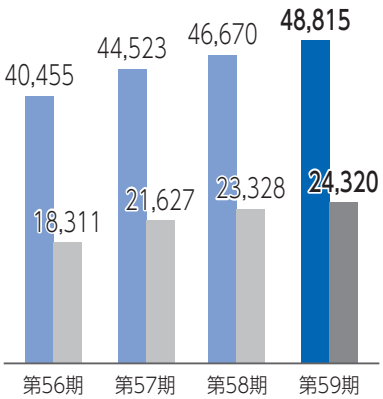
経常利益 (単位：百万円)



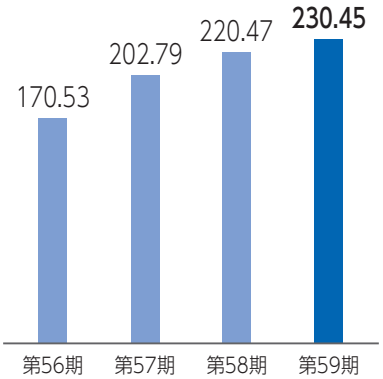
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



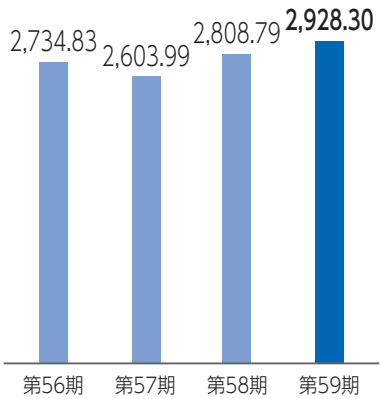
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



⑸ 対処すべき課題

当社グループに関わりの深い自動車関連ユーザーにおいては、自動車の安全性、快適性、環境性を向上させるためにエレクトロニクスに対するニーズは一層拡大するものと思われます。

このような環境のもと、当社グループの事業領域をさらに拡大していくために、以下の経営課題に取り組んでまいります。

①デバイスビジネスユニット

当社グループのコア事業である自動車関連事業においては、引き続き、次世代自動車動向、半導体／電子部品の将来動向を見極めたうえで、競争優位な「得意先」、「仕入先」、「セット」、「商材」に選択・集中し、コア事業をさらに拡大してまいります。

②ソリューションビジネスユニット

「ＩＴソリューション事業」、「組込ソリューション事業」、「計測ソリューション事業」の３つのソリューション事業に投入する経営リソースのバランスを、外部環境に合わせて柔軟に組み替えながら、ビジネスを拡大してまいります。

③新商材・新ビジネスの取組み

今後大きな伸長が期待できる分野に対して、人的資源等の経営資源を優先的に配分し、将来の利益源泉・事業化となりうる取組みを継続的に行ってまいります。

④海外拠点の充実

当社グループのお客様では、今後も海外生産シフトが加速するものと思われます。設計・開発の現地化の進展を見据えながら、拠点ごとに特徴を出し、「設計・開発機能の強化」、「新規顧客の開拓」、「新規商材の発掘」等に取り組み、海外ビジネスの拡大を図ってまいります。

⑤技術センター

技術センターでは、これまで蓄積してきたノウハウ・スキルを整流化し、将来の利益源泉となる種をまくとともに、競争優位な技術レベルを拡充し、新たなソリューションの創出に取り組んでまいります。

⑥企業価値の向上

当社グループを取り巻く経営環境がめまぐるしく変化する中、変化に対する迅速な対応力を持つ人材の育成や、法令遵守やリスク管理の徹底、内部統制システムの強化等を図るとともに、社会貢献の取組みも拡充しながら、社会から必要とされる会社を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申しあげます。

⑹ 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

① デバイスビジネスユニット事業
集積回路・半導体・一般電子部品の販売を行っております。

② ソリューションビジネスユニット事業
電子機器の販売及びＦＡ機器の製造販売を行っております。

⑺ 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

① 当　社

本　　社	名古屋市
本社別館	名古屋市
三好事業所	愛知県みよし市
日進事業所	愛知県日進市
東京支店	東京都港区
関西支店	大阪府大阪市

（注）平成28年１月１日に、関西支店を開設いたしました。

② 子会社

Singapore Hagiwara Pte. Ltd.	シンガポール
Hagiwara America, Inc.	アメリカ
萩原電気貿易（上海）有限公司	中国
萩原電気韓国株式会社	韓国
萩原貿易（上海）有限公司	中国
Hagiwara Electric Europe GmbH	ドイツ
Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.	タイ

⑻ 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

区分	従業員数	前期末比増減
デバイスビジネスユニット事業	241 (18) 名	14名増（－）
ソリューションビジネスユニット事業	171 (17) 名	5名増（－）
全社（共通）	58 (3) 名	12名減（－）
合計	470 (38) 名	7名増（－）

（注） 1. 従業員数には、当社グループから他社への出向者６名を除き、他社から当社グループへの出向者２名を含んでおります。
2. 臨時雇用者数は、期末人員を（ ）外数で記載しております。

⑼ 主要な借入先（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,344
株式会社三井住友銀行	2,100
株式会社みずほ銀行	1,368
日本生命保険相互会社	500
株式会社横浜銀行	440
株式会社愛知銀行	400
株式会社十六銀行	300
株式会社名古屋銀行	300
三井住友信託銀行株式会社	300
株式会社中京銀行	275

⑽ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Singapore Hagiwara Pte. Ltd.	SGD 500,000	100.0 %	デバイスビジネスユニット事業 ソリューションビジネスユニット事業
Hagiwara America, Inc.	USD 500,000	100.0 %	
萩原電気貿易(上海)有限公司	USD 300,000	100.0 %	
萩原電気韓国株式会社	百万KRW 1,550	100.0 %	
萩原貿易(上海)有限公司	USD 2,300,000	100.0 %	
Hagiwara Electric Europe GmbH	EUR 500,000	100.0 %	
Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.	THB 31,500,000	100.0 %	

⑾ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　16,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　8,318,000株（自己株式12,521株を含む）

(3) **株主数**　3,329名

(4) **大株主**

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	580,300	6.99
有限会社スタニイ	495,250	5.96
萩原智昭	334,675	4.03
萩原電気従業員持株会	323,474	3.89
萩原義昭	248,175	2.99
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	232,500	2.80
名古屋中小企業投資育成株式会社	230,000	2.77
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	199,400	2.40
株式会社みずほ銀行	175,000	2.11
萩原祥子	170,575	2.05

（注）　持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当該事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	萩　原　義　昭	
取締役社長（代表取締役）	岩　井　三津雄	
取　締　役　副　社　長	三　浦　芳　彦	デバイスビジネスユニット長、総括役員（海外事業部・技術センター）
取　締　役　副　社　長	福　嶋　洋　二	コーポレート管理ユニット長
専　務　取　締　役	森　　武　彦	デバイスビジネスユニット副ビジネスユニット長、総括役員（業務統括部）、副総括役員（海外事業部・技術センター）
常　務　取　締　役	白　木　一　成	ソリューションビジネスユニット長
取　　締　　役	萩　原　智　昭	総括役員（経営企画本部）
取　　締　　役	川　脇　喜久雄	公認会計士 中部鋼鈑株式会社社外監査役
常　勤　監　査　役	鈴　木　正　二	
監　　査　　役	佐　橋　　渡	弁護士
監　　査　　役	辻　中　　修	公認会計士 兼房株式会社社外取締役

（注）
1. 取締役　川脇喜久雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役　佐橋　渡及び辻中　修の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役　川脇喜久雄及び監査役　佐橋　渡並びに辻中　修の３氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 監査役　辻中　修氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
   平成27年６月26日新任　　取締役　川脇喜久雄氏
6. 当社では経営環境の変化に的確に対応し業務遂行の迅速化と効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
   上席執行役員は山田一郎、岡山徹雄、石川重信、山田文彦の４氏、執行役員は宮本敬三、福島　裕、平川佳弘、副島　剛、木村守孝の５氏で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑶　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取　　締　　役 （うち社外取締役）	8名 （1名）	247百万円 （4百万円）
監　　査　　役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	26百万円 （11百万円）
合　　計 （うち社外役員）	11名 （3名）	274百万円 （16百万円）

（注）　1.　取締役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額53百万円が含まれております。
　　2.　報酬限度額は、平成３年12月25日開催の株主総会決議において取締役は年額300百万円以内、監査役は年額50百万円以内と決議いただいております。

⑷　社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

取締役　川脇喜久雄氏は、中部鋼鈑株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役　辻中　修氏は、兼房株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　　締　　役	川　脇　喜久雄	当事業年度開催の取締役会のうち、取締役就任後の14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、発言を行っております。
監　　査　　役	佐　橋　　渡	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。
監　　査　　役	辻　中　　修	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
イ．当事業年度に係る報酬等の額	22百万円
ロ．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Singapore Hagiwara Pte. Ltd.、Hagiwara America, Inc.、萩原電気貿易（上海）有限公司、萩原貿易（上海）有限公司、萩原電気韓国株式会社及びHagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記イ．支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 監査役会は、会計監査人からの監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条に定める項目に該当する場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「萩原電気グループ企業行動憲章」及び「萩原電気グループ企業行動規範」を制定し、その運用に努めるとともに、継続的なコンプライアンス教育・啓蒙を行う。

・コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うために、取締役を内部統制統括責任者に選任し、内部統制全般の適切な整備・運用を行う。内部統制統括責任者は、環境管理委員会・情報セキュリティ委員会・リスク対策を統括・管理するとともに、他の委員会等を通じて社内の情報収集を行い、会社の内部統制体制の有効性の確保を図っていく。

・コンプライアンス体制の強化を目的として、企業倫理ホットラインを設置する。

⑵ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社のコーポレート・ガバナンス強化のために、取締役会において会社全体で取り組むべき課題（社会的責任・リスク対策）の方針を決定する。内部統制統括責任者はその方針に沿って、主管部署を指示しリスク管理規程をはじめとする関連規程の整備・運用等、当社のリスクマネジメント体制の充実と強化を図っていく。

・当社の情報セキュリティのシステム確立とその推進を図るための委員会組織として情報セキュリティ委員会を設け、情報セキュリティ基本規程、情報セキュリティ運用基準書をはじめとする関連規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を進める。

⑶ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率性の確保を目的として、組織や業務分掌をはじめとする社内規程を定め業務を執行する。これらの規程は、法令の改廃や業務の見直し等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

・業務執行部門から独立した取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等をチェックし、不正の防止とプロセスの改善に努める。

・内部統制統括責任者のもと、関連部署が主管となり財務報告の正確性・信頼性の確保とその推進を目的とする内部統制規程を制定し、内部統制システムの整備と強化を進める。

・海外子会社管理規程及び海外子会社管理基準書を定め、子会社の事業規模に応じ当社と同様のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの構築を推進し、上記取組みが企業集団として機能するように必要・適切な管理を行う。

⑷ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役は、その職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いについて、社内規程を定めるとともに、その規程の定めに基づき、適切に保存し管理を行う。社内規程は法令の改廃等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

⑸ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役は、合理的かつ効率的な職務執行を確保するために、職務の役割分担を定めるとともに、取締役会規程や職務権限に基づき業務を執行する。
・業務執行の迅速化と効率化を目的として、執行役員制度を導入する。権限の委譲を受けた執行役員は、組織規程をはじめとする社内規程の定めに基づき業務を執行する。

⑹ 監査役監査の実効性確保体制

・監査役は、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くことを、取締役社長に求めることができる。また、その場合の使用人は専任者とし、監査役以外の指揮命令を受けないものとする。
・監査役は、内部監査部門から内部監査状況に係る情報の提供を受けることができるほか、重要な会議の内容の報告を受けるものとする。また、必要に応じて社内の会議に出席を求めることができるものとする。
・監査役は、代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換の場を持つものとする。
・取締役及び使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告する。

⑺ 反社会的勢力排除に向けた体制

・当社及びグループ会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応をとるとともに、関連する情報の収集や蓄積を行い、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社が、上記、業務の適正を確保するための体制に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況は次のとおりであります。

⑴ コンプライアンスに関する取組み

当社の内部統制強化を目的として、全社員を対象とした内部統制教育及びコンプライアンス教育を年１回ずつ開催しております。また、教育資料は社内イントラネットを通じて、海外子会社でも閲覧できるようになっており、グループ内での内部統制強化を図っております。また、取締役及び執行役員を対象に年１回、役員向けコンプライアンス教育も実施しております。

⑵ リスク管理体制の強化

当社は、当社グループ事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となる事を目的にリスク管理規程及び事業継続計画（ＢＣＰ）を策定しリスク管理体制を整備しております。

事業継続計画（ＢＣＰ）の一環として、年２回の全社員を対象とする安否確認テストや、災害対策本部要員向けの参集テストなどを実施しております。

⑶ 業務執行の適正性や効率性の向上

当社は、毎月１回経営会議を開催し、実質的な企業経営のための検討・答申を行っており、取締役会での議論の実効性を高めております。また、事業執行全般の状況を確認する場として、取締役及び執行役員が出席する事業執行会議を毎月１回開催しております。これらの活動を通して業務執行の適正性や効率性の向上が図られていると考えております。

⑷ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、海外子会社管理規程及び海外子会社管理基準書を定め、グループとして業務の適正の確保に努めております。海外子会社の業容等に応じて、決裁の基準や手続きの見直しを実施するとともに、内部統制システムの構築を推進しております。また、新たに海外での内部通報制度を導入し、今後、海外子会社の陣容に応じて導入範囲の拡大を図ってまいります。

⑸ 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

当社は、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、当社の監査役は、毎月１回監査役会を開催し情報交換を行うとともに、常勤監査役が経営会議等の重要な会議への出席や、稟議書等の定期的な閲覧などを通じ必要な情報を収集し、監査の実効性の向上を図っております。コンプライアンスや内部統制の整備状況などについては、内部監査部門と監査内容の共有を行うとともに、内部統制事務局との定期的な会合を実施し、監査の実効性を確保しております。

また、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を実施し、監査に必要な意見交換を実施しております。

◎　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**44,124**	**流動負債**	**21,119**
現金及び預金	5,613	支払手形及び買掛金	11,536
受取手形及び売掛金	25,423	電子記録債務	974
電子記録債権	1,082	短期借入金	4,519
有価証券	100	１年内返済予定の長期借入金	2,195
商品及び製品	10,903	リース債務	27
仕掛品	176	未払法人税等	539
原材料及び貯蔵品	134	役員賞与引当金	53
繰延税金資産	262	その他	1,273
その他	431	**固定負債**	**3,374**
貸倒引当金	△3	長期借入金	2,613
固定資産	**4,691**	リース債務	58
有形固定資産	**2,681**	繰延税金負債	1
建物及び構築物	487	退職給付に係る負債	286
機械装置及び運搬具	24	資産除去債務	69
土地	1,970	その他	344
リース資産	88	**負債合計**	**24,494**
その他	110	**純資産の部**	
無形固定資産	**147**	**株主資本**	**23,985**
投資その他の資産	**1,862**	**資本金**	**3,301**
投資有価証券	940	**資本剰余金**	**3,792**
繰延税金資産	42	**利益剰余金**	**16,904**
その他	895	**自己株式**	**△12**
貸倒引当金	△16	**その他の包括利益累計額**	**334**
		その他有価証券評価差額金	152
		為替換算調整勘定	306
		退職給付に係る調整累計額	△124
		純資産合計	**24,320**
資産合計	**48,815**	**負債純資産合計**	**48,815**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**93,261**
売上原価		**83,759**
売上総利益		**9,502**
販売費及び一般管理費		**6,486**
営業利益		**3,015**
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	13	
助成金収入	35	
その他	29	**87**
営業外費用		
支払利息	49	
為替差損	100	
売上債権売却損	21	
その他	11	**182**
経常利益		**2,921**
特別利益		
投資有価証券売却益	8	**8**
特別損失		
固定資産処分損	2	
投資有価証券売却損	0	**2**
税金等調整前当期純利益		**2,926**
法人税、住民税及び事業税	970	
法人税等調整額	42	**1,012**
当期純利益		**1,913**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,913**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**3,301**	**3,792**	**15,571**	**△12**	**22,653**
当期変動額					
剰余金の配当			△581		△581
親会社株主に帰属する当期純利益			1,913		1,913
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**－**	**－**	**1,332**	**△0**	**1,332**
当期末残高	**3,301**	**3,792**	**16,904**	**△12**	**23,985**

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**261**	**342**	**70**	**675**	**23,328**
当期変動額					
剰余金の配当					△581
親会社株主に帰属する当期純利益					1,913
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△108	△36	△195	△340	△340
当期変動額合計	**△108**	**△36**	**△195**	**△340**	**992**
当期末残高	**152**	**306**	**△124**	**334**	**24,320**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**41,941**	**流動負債**	**20,591**
現金及び預金	4,747	支払手形	506
受取手形	633	買掛金	10,589
売掛金	24,231	電子記録債務	974
電子記録債権	1,082	短期借入金	4,519
有価証券	100	1年内返済予定の長期借入金	2,195
商品及び製品	9,904	リース債務	27
仕掛品	176	未払金	426
原材料及び貯蔵品	134	未払費用	748
前渡金	7	未払法人税等	507
前払費用	29	前受金	10
繰延税金資産	251	預り金	28
その他	647	役員賞与引当金	53
貸倒引当金	△3	その他	5
固定資産	**5,362**	**固定負債**	**3,192**
有形固定資産	**2,656**	長期借入金	2,613
建物	472	リース債務	58
構築物	6	退職給付引当金	107
機械及び装置	17	資産除去債務	69
車両運搬具	0	その他	342
工具、器具及び備品	99	**負債合計**	**23,783**
土地	1,970	**純資産の部**	
リース資産	88	**株主資本**	**23,367**
無形固定資産	**134**	**資本金**	**3,301**
ソフトウェア	118	**資本剰余金**	**3,792**
ソフトウェア仮勘定	3	資本準備金	2,076
その他	12	その他資本剰余金	1,716
投資その他の資産	**2,570**	**利益剰余金**	**16,286**
投資有価証券	940	その他利益剰余金	16,286
関係会社株式	276	別途積立金	9,000
関係会社出資金	547	繰越利益剰余金	7,286
破産更生債権等	16	**自己株式**	**△12**
長期前払費用	44	**評価・換算差額等**	**152**
繰延税金資産	38	その他有価証券評価差額金	152
その他	722	**純資産合計**	**23,520**
貸倒引当金	△16		
資産合計	**47,304**	**負債純資産合計**	**47,304**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**86,052**
売上原価		**77,245**
売上総利益		**8,807**
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	△0	
役員賞与引当金繰入額	53	
給与及び手当	3,043	
退職給付費用	127	
減価償却費	142	
その他	2,581	**5,947**
営業利益		**2,860**
営業外収益		
受取利息	7	
有価証券利息	3	
受取配当金	113	
助成金収入	35	
その他	36	**196**
営業外費用		
支払利息	48	
為替差損	55	
売上債権売却損	21	
その他	10	**136**
経常利益		**2,920**
特別利益		
投資有価証券売却益	8	**8**
特別損失		
固定資産処分損	2	
投資有価証券売却損	0	**2**
税引前当期純利益		**2,925**
法人税、住民税及び事業税	925	
法人税等調整額	50	**976**
当期純利益		**1,949**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,301	2,076	1,716	3,792	9,000	5,917	14,917
当期変動額							
剰余金の配当						△581	△581
当期純利益						1,949	1,949
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,368	1,368
当期末残高	3,301	2,076	1,716	3,792	9,000	7,286	16,286

残高及び変動事由	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△12	21,999	261	261	22,260
当期変動額					
剰余金の配当		△581			△581
当期純利益		1,949			1,949
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△108	△108	△108
当期変動額合計	△0	1,368	△108	△108	1,259
当期末残高	△12	23,367	152	152	23,520

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

萩原電気株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柏　木　勝　広	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新　家　徳　子	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、萩原電気株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、萩原電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

萩原電気株式会社
取　締　役　会　御　中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柏　木　勝　広	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新　家　徳　子	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、萩原電気株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び「有限責任 あずさ監査法人」から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び「有限責任 あずさ監査法人」から受けております。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月９日

萩原電気株式会社　監査役会

常勤監査役　鈴　木　正　二　㊞

監　査　役　佐　橋　　渡　㊞

監　査　役　辻　中　　修　㊞

（注）　監査役佐橋　渡および監査役辻中　修は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1.議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2.議決権行使のお取扱いについて

（1）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）議決権の行使期限は、平成28年６月28日（火曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

3.パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

（1）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（2）パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4.システムに関わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

（1）パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（2）携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標又は登録商標です。

5.パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。

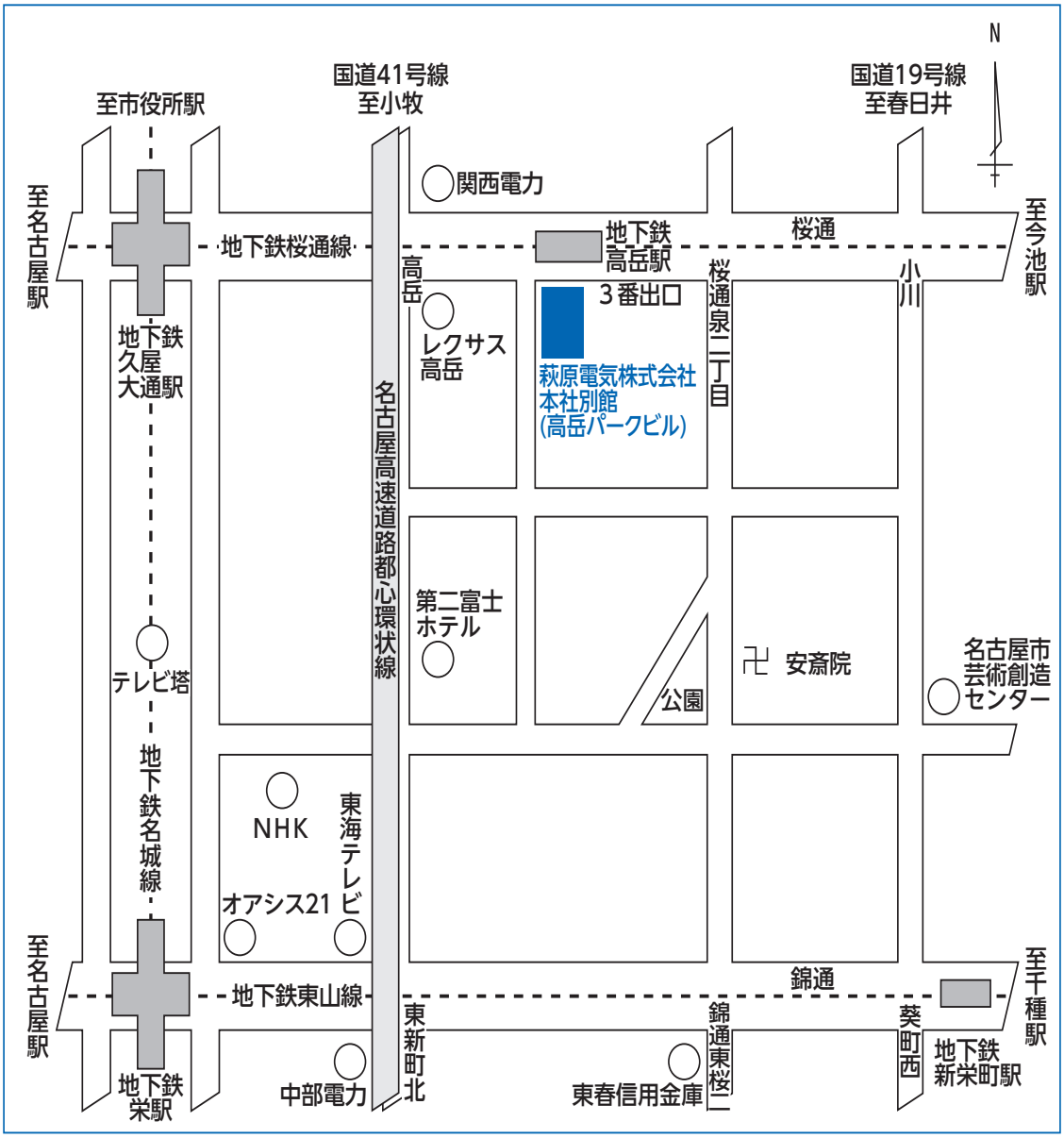
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

以　上

メ　モ

メ　モ

第59期定時株主総会会場ご案内図



会　場　名古屋市東区東桜二丁目２番１号　高岳パークビル５階
当社本社別館会議室

交　通　地下鉄　桜通線「高岳」駅下車（３番出口）

◎ **お願い　会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。**

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK